

日本医業経営コンサルタント連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、日本医業経営コンサルタント連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は、東京都内に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、会員相互の連携の下、医業経営コンサルタントの社会的経済的地位向上を図り、もって国民医療の発展に寄与するために必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 医業経営コンサルタントの充実発展、地位向上を図るための諸活動
- (2) 医業経営コンサルタントに関係する議員の選挙及び活動支援
- (3) 関係団体との連携協働活動
- (4) 前各号の他の本連盟の目的達成に必要な事業

(組織及び会員)

第5条 本連盟は、本連盟の目的に賛同する次の会員（以下、次の各号の会員を合わせて「会員」という。）をもって組織する。

- (1) 正会員
- (2) 一般会員

2 前項第1号の正会員は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の定款第5条第1項第1号乃至第3号に定める同協会の会員（ただし、自然人に限る。以下、同じ。）であって、所定の入会申込書を本連盟に提出した者のう

ち、理事会の承認を経て、第23条の入会金を納入した者とする。

3 第1項第2号の一般会員は、本連盟の目的に賛同する自然人であって、所定の入会申込書を本連盟に提出した者のうち、理事会の承認を経て、第23条の入会金を納入した者とする。

第2章 総会

(総会)

第6条 総会は、開催時点の正会員及び一般会員をもって構成する。

2 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年5月に開催し、臨時総会は会長又は理事会が必要があると判断したときに随時開催する。

3 本連盟の総会における議決権は正会員及び一般会員がそれぞれ一人一票を有するものとする。

(決議事項)

第7条 総会は、次の事項を審議・決議する。

- (1) 役員を選任及び解任に関する事項
- (2) 本連盟の事業活動方針に関する事項
- (3) 本規約の改正に関する事項
- (4) 理事会で総会に付すると決議した事項
- (5) その他、会長が必要と認める重要事項

(招集・議長)

第8条 総会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長に欠員又は事故があるときは、副会長からの互選によって選任された副会長が総会を招集し、議長となる。

3 臨時総会は会長又は理事会が必要と認めたときから1か月以内に招集する。

4 総会は開催の30日前までに、目的とする事項及び日時場所の通知を発して招集する。招集の通知の発送方法は書面によるほか、電子的方法によることもできるものとし、いずれの方法とするかは招集権者が決定する。

(決議)

第9条 総会における決議は、正会員及び一般会員の過半数が出席し（委任状提出者は出席として扱う。）、出席した正会員及び一般会員の過半数をもって行う。

第3章 役員等

(役員)

第10条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
- (2) 監事 2人

- 2 理事のうち1人を会長、10人以内を副会長、1人を専務理事、5人以内を常務理事とする。

(役員を選出)

第11条 役員は、本連盟の正会員のうちから総会で選任する。

- 2 会長は、理事のうちから理事の互選によって選任する。
- 3 副会長、専務理事及び常務理事は、理事のうちから会長が指名して選任する。
- 4 会長、副会長、専務理事及び常務理事が理事でなくなった場合、その時点で会長、副会長、専務理事及び常務理事としての地位を当然に失うものとする。
- 5 役員が正会員でなくなった場合、その時点で当該役員の地位を当然に失うものとする。

(任期)

第12条 役員の任期は選任されたときから、選任後2回目の定期総会の終了時までとする。なお、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、その補欠の役員を選任しなければならない。この場合の補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 任期の満了によって退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまでその職務を行う。

(理事会)

第13条 理事は理事会を構成し、理事会は次の事項を審議する。

- (1) 本連盟の会務、事業、会計に関する報告の承認
 - (2) 本連盟の事業計画並びに予算及び決算に関する事項
 - (3) 本連盟の諸規程の制定及び改廃定
 - (4) 本連盟の会務に関する重要事項
 - (5) 会長の選任及び解任
 - (6) 臨時総会の開催
 - (7) 総会に付する議案に関する事項
 - (8) 総会において理事会に委任した事項
 - (9) その他会長において必要と認めた事項
- 2 理事会は会長が必要があると認めるときに開催する。
 - 3 理事会は開会の30日前までに、目的とする事項及び日時場所の通知を発して招集する。通知の発送方法は書面によるほか、電子的方法によることもできるものとし、いずれの方法とするかは招集権者が決定する。
ただし、理事の全員の同意がある場合には、本項の招集手続を省略して理事会を開催することができる。

- 4 第2項にかかわらず、理事の3分の2以上が必要と認めるときは、会長は1か月以内に理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会は会長が招集し、議長となる。会長に欠員又は事故があるときは、副会長らの互選によって選任された副会長が招集し、議長となる。
- 6 会長が第4項に反して理事会を招集しない場合、理事会の開催が必要と認められた同項の理事の互選によって選任された理事が、会長に代わって理事会を招集し、議長となる。
- 7 理事会における決議は、理事の過半数が出席し（委任状提出者は出席として扱う。）、出席した理事の過半数をもって行う。
- 8 監事は理事会に出席し、必要な意見を述べることができる。ただし、監事は、理事会における議決権を有しない。
- 9 理事会には、議長が必要と認める会員を出席させ、意見を求めることができる。

（決議の省略）

第14条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（常務理事会）

第15条 理事のうち、会長、副会長、専務理事及び常務理事の職にある者をもって常務理事会を構成し、常務理事会は次の事項を審議する。

- (1) 理事会に付する議案に関する事項
 - (2) 理事会において常務理事会に委任した事項
 - (3) その他会長において必要と認められた事項
- 2 常務理事会は、常務理事会において審議した事項を理事会に報告するものとする。
 - 3 常務理事会は、原則として毎月1回開催する。ただし、付議すべき事項がない場合にはこの限りではない。
 - 4 常務理事会は、開催の1週間前までに、目的とする事項及び日時場所の通知を発して招集する。通知の方法は、招集権者が決定する。
ただし、常務理事会を構成する理事の全員の同意がある場合には、本項の招集手続を省略して常務理事会を開催することができる。
 - 5 常務理事会は会長が招集し、議長となる。会長に欠員又は事故があるときは、副会長らの互選によって選任された副会長が招集し、議長となる。
 - 6 常務理事会における決議は、常務理事会を構成する理事の過半数が出席し（委任状提出者は出席として扱う。）出席者の過半数をもって行う。

(役員)の職務)

第16条 会長は、本連盟を代表し、会務を執行・総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に欠員又は事故があるときは、副会長の過半

数の決議をもって会長の職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐する。

5 理事は、理事会において審議するほか、会長の委嘱を受けて本連盟の常務を執行することができる。

6 監事は、本連盟の業務並びに財産及び会計の状況の調査を行うとともに、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるすることができる。

(会計責任者等)

第17条 会長は、本連盟の会計事務を担当する以下の役職者を正会員の中から指名して選任する。

1. 会計責任者：すべての収入に係る事務を総括する者。

2. 会計責任者の職務代行者：会計責任者の職務を補佐し、会計責任者に欠員又は事故があるときは、会計責任者の職務を行う者。

2 会計責任者及び会計責任者の職務代行者の任期は、選任されたときから、選任後2回目の定期総会の終了時までとする。なお、再任を妨げない。

3 会計責任者及び会計責任者の職務代行者が正会員でなくなった場合、その時点で当該役職者の地位を当然に失うものとする。

(顧問及び相談役)

第18条 本連盟は、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会において選任又は解任する。

3 顧問は、本連盟の会議に出席して意見を述べるすることができる。

4 顧問及び相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 事務及び会計

(事業年度及び会計年度)

第19条 本連盟の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第20条 本連盟の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(資産)

第21条 本連盟の資産は、会長が管理する。

(予算及び決算)

第22条 毎会計年度の予算及び決算は、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金)

第23条 会員になろうとするものは、その種別に応じて、次の入会金を本連盟に支払う。

- (1) 正会員 無料
- (2) 一般会員 5,000円

(会費)

第24条 本連盟の会員は、年会費として年額3,000円を本連盟に支払わなければならない。

- 2 年会費の納付は対応する会計年度内に納付するものとするが、徴収方法・時期、免除、会計年度の途中で入会した場合の取扱い、その他年会費の取扱いについては、理事会が定める規則又は決定による。

(寄附)

第25条 本連盟は、本連盟の目的に賛同する者から寄附を受けることができる。

- 2 寄附金の受入れ、使途、その他の必要な事項は理事会が定める規則又は決定による。

第5章 事務局

(事務局)

第26条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の設置場所、運営方法、その他の事項は理事会の定める規則又は決定による。

附則 本規約は、令和3年6月9日より施行する。